



規 則

鳥取縣規則第三十號

鳥取縣立農産加工所規程を次のように定める。

昭和二十三年五月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立農産加工所規程

第一條 鳥取縣農産加工所は農産物加工の試験研究並に技術指導を圖るため左の事業を行う。

一、園藝生産物の乾燥に関する試験研究

二、園藝生産物の罐詰、罎詰に関する試験研究

三、農産物の冷凍に関する試験研究

四、澱粉、蛋白質分解に對する試験研究

五、搾油並に製麵用種子に對する試験研究

六、漬物に對する試験研究

昭和二十三年五月七日
第九百六號

金 龍 田

七、農産加工技術者養成

第二條 鳥取縣立農産加工所に左の職員を置く。

所 長（二級技術吏員）

三級事務吏員 若干名

三級技術吏員 若干名

嘱 託 若干名

雇 傭 人 若干名

第三條 所長は所務を掌理して所員を指揮監督する。

第四條 三級事務吏員は所長の指揮をうけ庶務會計事務に従事する。

第五條 三級技術吏員及其他所員は所長の指揮をうけ試験研究の業務に従事する。

第六條 所長事故あるときは上席所員がその職務を代理する。

第七條 所長及所員縣外に出張しようとするときは、そ

00077

の要件、出張地及日程を添えて知事の認可を受けなければならぬ。但し當日歸所出來得る場合はこの限りでない。

第八條 左の事項は所長に於て之を専決する。但し傭人の任命又は解任については直ちに主管課長へ報告すること。

- 一、所員の事務分擔
- 二、所員の管内出張
- 三、所員の除服出仕及賜暇
- 四、傭人の任命又は解任

第九條 所長は毎年四月末日迄に前年度に於ける業務功程を知事に報告しなければならない。

第十條 處務細則その他所内の諸規程の制定改廢は知事の承認を得て所長を定め。

附 則

本規程は昭和二十三年四月一日よりこれを適用する。

鳥取縣規則第三十一號

昭和二十二年六月鳥取縣規則第三十八號林産物検査手數

料規則中の一部を次のように改め五月十日からこれを施行する。

昭和二十三年五月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中但書()内に「木炭並に瓦斯用薪については一俵毎」を削り、「素材一石について金「貳圓」を金「參圓五拾錢」に改め但書を削る。二、製材一石について金「貳圓五拾錢」を金「五圓五拾錢」に夫々改め、三、木炭一五俵について金壹圓を

- 三、木 炭
- 1、一五俵俵 一俵につき 金壹圓
- 2、二〇俵俵 同 金壹圓參拾錢
- 3、三〇俵俵 同 金貳圓

告 示

鳥取縣告示第二百十號

農産物の加工研究を行うため次の施設を設置し昭和二十

00078

三年四月一日から業務を開始

昭和二十三年五月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

事業種別

農産物加工の 鳥取縣立 鳥取縣 鳥取縣米子市旗ヶ崎 試験研究事業 農産加工所

鳥取縣告示第二百十一號

昭和十八年厚生省告示第六十六號「健康保険、船員保険の療養に要する費用並に國民健康保険組合又は國民健康保険組合の事業を行う法人に請求すべき費用の額の算定方法」第一號の定めにより診療報酬點數表及び齒科診療

報酬點數表に基づく一點單價を六圓に定め健康保険及び船員保険については、昭和二十三年三月一日より國民健康保険については昭和二十三年四月一日よりこれを適用する。

昭和二十三年五月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第二百十二號

木材業者及び製材業者登録規則第四條により左の通り木材製材業の登録をした。

昭和二十三年五月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住 所

日野郡溝口町大字 溝口木材工業有限會社 溝口四二四番地ノ一

木材業の別

製材業 同 製材業 同 受林第七九九號

登録年月日

昭和二十三年五月七日 住所に同じ

營業所工場の位置

同所大字溝口四二四番地

鳥取縣告示第二百十三號

食糧管理法施行規則第三條の規定により昭和二十三年産

麥類及び馬鈴薯の賣渡期日を次のように定める。

昭和二十三年五月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 麥類 昭和二十三年九月十日
 馬鈴薯 同 八月三十一日

鳥取縣告示第二百十四號

助産婦名簿登錄事項中次のように訂正した。
 昭和二十三年五月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 福岡縣築上郡八屋町大字赤熊五二四番地
 前住所及び開業地 氣高郡濱村町大字勝見
 現住所及び開業地 鳥取市東品治町五四ノ一番地

昭和二十三年四月一日住所及び開業地變更により助産婦名簿訂正方願出たので同年同月二十五日訂正

倉 敷 みち子
 大正十二年一月二日生

鳥取縣告示第二百五十五號

東伯郡山守村の字區域及び名、次の通り變更した。

大字	字名	地番	地名	大字	字名	反別附記
堀崩坂	三三三ノ五	山林	堀	高助ノ上	全部	
同	三三三ノ一	畑	同	堀根ノ上	〇〇一	
同	三三三五	山林	同	同	〇〇一	
同	三三三八ノ二	畑	同	同	六一四	
同	三三三八ノ一	山林	同	高助ノ上	〇二七	
同	三三二六八ノ一	畑	同	堀根ノ上	〇一六	
同	三三二三九	畑	同	同	三〇三	
同	三三二五七	山林	同	同	同	
同	三三三六ノ一	同	同	同	全部	
同	三三三五ノ六	同	同	同	同	
同	三三三八六ノ一	同	同	同	〇一〇	
同	三三八三ノ六	宅地	同	同	〇〇二	
同	三三八二ノ四	畑	同	同	〇〇二	
同	三三八二ノ二	同	同	同	三〇七	

昭和二十三年五月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

同 同 三二八二ノ八 同 同 同 全部
 同 同 三二八一ノ二 山林 同 同 同

鳥取縣告示第二百十六號

農林省令第八十一號蔬菜及び漬物配給規則第七條第四項の規定により當該指定消費地域の公認荷受機關を次の通り登錄する。
 昭和二十三年五月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種類別 消費地域名 登録番號 荷受機關名 代表者名
 蔬菜 境 町 蔬菜第一六號 境食糧品市場 中村實三

鳥取縣告示第二百十七號

鳥取縣薪炭生産登録制實施要綱を次のように定める
 昭和二十三年五月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣薪炭生産登録制實施要綱
 第一 薪炭生産の實態を把握しこれによる薪炭の計畫生産を推進して燃料の確保を圖るためこの要綱によつて

薪炭生産上の諸要素につき登録を行うものとする。
 第二 登録は次のものにつきこれを行う。
 一 炭窯及びその所有者
 二 普通薪を生産する者（自己の家庭用にのみ生産する者を除く）
 三 瓦斯用薪製造工場及びその所有者

第三 前項第一號及び第三號の炭窯又は工場の所有者、同項第二號の生産者本人は様式第一號による申請書（炭窯又は工場にあつては所在箇所毎に生産者にあつては事業地毎に作製）を擔當林産物検査吏員（以下検査吏員という）を経て所轄地方事務所長（鳥取市は岩美、米子市は西伯各地方事務所長以下同じ）に次に定める期間内に提出することを要するものとする。
 一 この要綱施行の日現存する炭窯又は瓦斯用薪製造工場或は普通薪生産中のものについてはこの要綱施行の日から十五日以内
 二 この要綱施行日後において炭窯を構築し又は瓦斯用薪製造工場を設置したものはその竣功の日から

00081

普通新の生産についてはその生産に着手した日から
夫々五日以内

第四 地方事務所長は前項による申告書の提出があつたときはその内容を調査しその内容が事實に相違ないと認められた場合は、様式第二號による臺帳に記載登録するものとする。

臺帳は地方事務所を設置するものとする。

第五 申告した者は、申告後において申告書記載内容に變更が生じた場合は（炭窯の廢棄、普通薪の生産終了及び瓦斯用新製造工場を閉鎖した場合を含む）、遅滞なくその旨文書をもつて検査吏員を経て地方事務所長に届出でるものとする。

第六 地方事務所長は前項の届出があつた場合は、第四項と同様の手續を執り處理（登録事項の改訂又は登録削除）するものとする。

第七 地方事務所長は登録を完了したときは、申告した者にたいし様式第三號による薪炭手帳及び様式第四號の登録證票を交付するものとする。但し登録證票は申

告した者の中炭窯又は瓦斯用新製造工場所有者に限り交付するものとする。

第八 薪炭手帳の交付を受けたものは次の各號によりその手帳を使用するものとする。

一 薪炭の検査を受けた都度その數量を該當欄に記入し毎月最終の受檢日に検査吏員に提示してその認印を受けること

二 薪炭を供出したときはその實績の毎月分を集計の上該當欄に記入しその月末に政府薪炭檢收助手に提示してその認印を受けること

三 報償物資又は生産資材の配給を受けたときはその都度該當欄にその品名、數量及び受給年月日を記入し検査吏員に提示してその認印を受けること

第九 登録證票の交付を受けた者はその登録票を炭窯（窯小屋）又は瓦斯用新製造工場の濡れ損する虞れのない見易い場所に掲示しておくものとする。

第十 薪炭手帳の交付を受けた者は薪炭手帳の余白がなくなつたとき又は紛失或は破損した場合は事由を具し

00082

08000

た文書を以て検査吏員を経て地方事務所長に届出で再交付を受けるものとする。

第十一 薪炭手帳の交付を受けた者は地方事務所長から薪炭手帳の返還を要求せられたときはこれを返還しなければならぬ。

第十二 地方事務所長は毎月の登録状況を第五號様式により翌月五日までに縣へ報告するものとする。

第十三 この要綱は公布の日からこれを施行する。

様式第一號

木炭（普通薪、瓦斯用薪）生産登録申告書

炭窯の所在地 大きき型式 炭種 築窯年月日	一回 平均	市 町 大字 字 番地
普通薪生産の場合 業地生産着手年月日 瓦斯用薪製造の場合 工場所在地馬力	量 馬力	年 月 日
勞務者主補別	住 所	氏 名
	市郡町村大字番地	生 年 月 日

補助者

鳥取縣薪炭生産登録制實施要綱第三項により右の通り
申告いたします

年 月 日

住 所

氏 名

知 事 宛

様式第二號

薪炭生産登録申請書

登録 年 月 日	住所 氏 名	住所 氏 名	住所 氏 名	住所 氏 名	住所 氏 名
炭窯所在地 工場所在地	炭窯所在地 工場所在地	炭窯所在地 工場所在地	炭窯所在地 工場所在地	炭窯所在地 工場所在地	炭窯所在地 工場所在地

炭窯 大型炭窯 馬力炭窯 着手場設置 又又は 年月日	炭窯の種類	年月日	開始	年月日
	炭窯の所在地	町	村	番地
炭窯の所有者	主務者	補助者	主務者	補助者
	主務者	補助者	主務者	補助者
年間供出量	4月	5月	6月	7月
	8月	9月	10月	11月
備考	12月	1月	2月	3月
	計			

昭和 年 月 日 交付

鳥取 縣 町 村 氏名

薪炭手帳

番 號

登 録

本手帳の取扱いは方

一、手帳の交付を受けたら次頁各欄に所定事項を記入し
担當林産物検査吏員の點檢を受けて下さい。

一、薪炭の検査を受けた都度その數量を該當欄に記入し

(第一頁)

様式第三號

(八紙)

毎月最終の受檢日に担當林産物検査吏員に提示してその認印を受けて下さい。

一、薪炭を供出したときはその實績の毎月分を集計しその數量を該當欄に記入しその月末に政府薪炭檢收助手に提示してその認印を受けて下さい。

一、配給物資の配給を受けた場合はその都度該當欄に記入し担當林産物検査吏員の認印を受けて下さい。

一、この手帳は供出量に應じて薪炭生産資材その他の物資を配給する上に重要なものですから大切に保存して下さい。

一、この手帳に余白のなくなつた場合又は破損若は紛失した場合はその事由を具した文書を以つて担當林産物検査吏員を経て所轄地方事務所長に届出で再交付を受けて下さい

住 氏 名 所 郡 市 町 村 大字 字 番地

(第二頁)

炭窯の所在地 大きさ型式 築年 年月日 在地馬力工場所 着手又は工場設置 年月日	薪炭勞務者主補別 炭木 主務者 人 補助者 人 薪 主務者 人 補助者 人 瓦斯用薪 主務者 人 補助者 人 瓦斯用薪 主務者 人 補助者 人	相當林産物検査吏員名及び政府薪炭檢收助手名と認印	年度生産供出量(單位普通薪) 依(十五瓦) 瓦斯用薪 東(基準)	次品名 供出 檢査數量 數量 回 回 回 回 計 分 供出量 當月 檢査吏員政 府薪炭檢收 備考 助手認印	月 次品名 九 月 八 月 七 月 六 月 五 月 四 月
--	---	--------------------------	----------------------------------	--	----------------------------------

(第三頁、第四頁)

十一月
十二月
一月
二月
三月

(第五頁、第六頁)

資材受配表

品名數量
受給
年月日
員認印
備考
品名數量
受給
年月日
員認印
備考

様式第四號

炭 窯

登錄證票 鳥取縣印

(瓦斯用薪製造工場)

登錄番號 第 號

登錄年月日 昭和 年 月 日

所有者住所氏名 郡市 町大字 番地 氏名

所在地 郡市 町大字 番地

一回平均出炭
量又は馬力

俵 (十五瓦)
炭窯
型式

炭種

様式第五號

薪炭生産登録報告書

登錄番號
年月日
市町大字
郡村字地名
住所氏名
炭窯、工場
所在地(又は
事業地)又は
場所の設置
生産式(又は
馬力)炭種
勞務者

主務補助 人 人

主務補助 人 人

右の通り報告する

年 月 日

地方事務所長

知事宛

注意

一、生産種別名(木炭、普通薪、瓦斯用薪)を備考欄

に記入すること。

二、登録内容の異動した場合の報告はその旨備考欄
に記入すること。

◇鳥取縣告示第二百十八號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定に
より岩美郡浦富町農地委員會委員の候補者につき覺書に
掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日
を次のように指定する。

昭和二十三年五月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十三年五月七日より
同 年五月九日まで